

西条市農業委員会 令和元年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和2年1月6日(月) 午後2時00分から午後2時35分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.67%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	9番	長谷川孝師	17番	青野 武	

○欠席者氏名

6番	白石利恵子	18番	佐伯 賢造
----	-------	-----	-------

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	19番	眞鍋 幸正
	2番	石橋 和歆	11番	栗田 房信	21番	高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	24番	石川 清幸
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	25番	渡部 靖
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	18番	武田 喜義		

○欠席者氏名

20番	高橋 正	22番	佐伯 美一	23番	永井 正幸	29番	曾我 敏数
-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）
- 議決事項 法令遵守に関する申し合わせ決議について

6. 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 事務局長 | 日野徳久 | 東予分室長 | 松木淳 |
| 事務局次長 | 今宮雅子 | | |
| 事務局副主査 | 渡邊龍也 | 事務局副主査 | 越智史郎 |

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和元年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和元年度 第10回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

青野 武 委員、玉井一男 委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届が、農業委員から6番 白石利恵子 委員、18番 佐伯賢造 委員、2名から、また、推進委員から、20番 高橋正 委員、22番 佐伯美一 委員、23番 永井正幸 委員、29番 曾我敏数 委員、以上4名から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

まず、138号について、審議いたします。当案件について、〇〇 委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退場)

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

138号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、1件のご審議をお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、

以上、1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員、入場・着席)

議 長

審議を再開します。

残りの12件について、事務局から説明いたします。

事務局

ご説明いたします。

137号でございますが、1か所訂正がございます。議案書は請人と渡人が反対になっております。お詫びして訂正いたします。

137号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

139号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

140号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

141号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

142号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

143号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

144号は、〇〇 の〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

145号及び146号は、〇〇の 有限会社 〇〇及び〇〇の 〇 〇 氏が互いの農地を交換しようとする申請でございます。

147号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

148号は、〇〇の 株式会社 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏外1名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

149号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

以上、12件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上12件ではありますが、ご意見・ご異議等ございませんか。
それでは、137号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので
よろしく願いいたします。

地区委員 137号 問題ありません。
139号 問題ありません。
140号 問題ありません。
141号、142号、143号、問題ありません。
144号 問題ありません。
145号 問題ありません。
146号 問題ありません。
147号 問題ありません。
148号 問題ありません。
149号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上12件を原案どお
り許可することといたします。

農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について

議 長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第3条第1項の目的に係る
買受適格証明願いについて、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
8ページをお願いいたします。

〇〇市農業協同組合が差押えを行った〇〇地区の農地〇筆につ
いて、〇〇地方裁判所の競売が行われることとなり、入札希望者
〇名から、入札の資格を証する農地の買受適格証明願いが提出さ
れました。

4号は、〇〇の 〇〇 株式会社が、〇筆の農地について、競売参

加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

9号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

以上6件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上6件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他に、ご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上6件、原案どおり証明することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、9ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による、許可申請に対する意見の決定について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

20号は、〇〇の 〇〇 氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

21号は、〇〇の 〇〇 氏が、露天貸駐車場に転用しようとする

る申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく貸駐車場として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「今回の事を教訓に、今後このようなことのないようにしたい」との始末書が提出されております。

22号は、〇〇の 〇〇 氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上3件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。
20号から地元の委員さんのご意見をお伺ひしたいと思います。

地区委員 20号 問題ありません。
21号 問題ありません。
22号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、11ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
12ページをお願いいたします。

133号は、〇〇の 株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏 から所有権の移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

134号は、〇〇の 〇〇 氏 が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、宅地への進入路を拡幅しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく進入路として利用されており、農地法違反を反省するとともに、「今後は農地法を遵守する」との申請人双方連名による始末書が提出されております。

135号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

136号〇〇の 有限会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏外〇名から、所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

本件には、農地法施行規則により義務付けられている土地改良区の意見書が添付されておりません。その代替として規則で認められている、「改良区の意見を得られない事由を記載した書面」が提出されております。その書面によると、「今回の意見書交付は（中略）理事会の同意が必要で（中略）今月（12月のこと）は理事会の開催がなく、来月（1月のこと）14日に開催予定」で、同時申請中である「開発行為許可申請に伴う雨水の放流同意書は発行されている」とのことです。そこで、土地改良区に事実関係の問い合わせをしたところ、「農地転用許可申請について、改良区として異議はないものの、意見書の交付は理事会の議決を経た後になる」とのことであり、後日書面は提出されることになっております。

137号は、〇〇の 株式会社 〇〇が、 〇〇の 〇〇 氏外〇名から、所有権移転を受け、特定建築条件付き売買予定地として分譲しようとする申請でございます。

138号〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。

139号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

140号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく駐車場として利用されており、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないようにしたい」との申請人双方連名による始末書が提出されております。

141号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受け、一時転用により、事務所を設置しようとする申請でございます。

142号は〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏 から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

143号は〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏外〇名から所有権移転を受け、自己住宅を増築しようとする申請でございます。

本件申請地は農地法の手続きをすることなく、既に越境して自己住宅が増築されており、譲受人からは、農地法違反を反省するとともに、「次回からはこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重に行動したい」との始末書が提出されております。

144号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。

145号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

146号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定をうけ、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、3年間の一時転用期間を終了し、更新を行おうとする申請でございます。

147号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

148号は、〇〇の 株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく車両置場として敷地の一部が利用されており、譲渡人からは、農地法違反を反省するとともに、「今後は農地法を遵守し、この様なことはせぬよう十分注意したい」との始末書が提出されております。

以上16件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、16件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
133号から順次お願いいたします。

地区委員 133号、134号 問題ありません。
135号 問題ありません。
136号、137号、138号 問題ありません。
139号 問題ありません。
140号 問題ありません。
141号 問題ありません。
142号 問題ありません。
143号 問題ありません。
144号 問題ありません。
145号 問題ありません。

146号 問題ありません。

147号、148号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、16件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、16ページ、議案第5号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

11号は、〇〇の 〇〇株式会社が、〇〇の 〇〇 氏外14名から所有権移転を受け、商品保管用倉庫2棟を建設しようと、平成31年1月の総会でご審議いただき、進達・許可された案件ですが、経営の効率化を図るために予定建築物の用途と規模の見直しを行ったことから、変更承認を受けようとするものです。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議長 次に、18ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書21ページから、53ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、185件、面積は、56万8,966.52㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、16件、面積は、28,301.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容でございますが、委員の皆さんからご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、議案書54ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和元年11月7日から、令和元年12月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を54件受理いたしております。
また、3条の規定による許可申請書の取下願を1件、農地法施行規則第29条第1号の届け出を2件、受理しております。
ご了承をお願いいたします。

議長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ないようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

法令遵守に関する申し合わせ決議について

議長 次に、68ページ、法令遵守に関する申し合わせ決議について、全国農業会議所から、最近、農業委員会業務における不祥事が連続発生していることから決議要請がありましたので、西条市農業委員会として決議を行いたいと思います。
事務局が決議書を読み上げます。

事務局 (決議案の読み上げ)

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、

法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 6 日

西条市農業委員会

以上でございます。

議 長 以上のような内容でございますが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでございますので、以上の内容で決議することといたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認
議決事項	法令遵守に関する申し合わせ決議について	原案可決

9. 閉会の日時

令和2年1月6日 午後2時35分